

生駒市自治基本条例案に対する意見と検討委員会の考え方について

1. 案 件 名 「生駒市自治基本条例」に対する意見募集 【アンケート自由意見】
2. 意見提出期間 平成21年2月27日（金）～3月19日（木）
3. 担 当 課 生駒市役所市民活動推進課（生駒市市民自治検討委員会事務局）
4. 条例関連意見 （1）提出件数 11件

番号	条項	提出されたご意見	検討委員会の考え方
1	第2条（2） 市民の定義	本市に居住する者が何等かの意図を持って、本市で局外者に活動させた場合、あるいは局外者が独自で市内で活動した場合に、この人達は市民として本条例に定める便益を受けることになる。これでは市民の定義に歯止めがないこととなり、本項は、実質的に空文となる。元より、何人も強行法規に反しない限り、本市に於いて何等かの活動することを妨げられるものではない、しかしそういう人を全て市民とするのには私は納得がいかない。	「市民」とは、地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。
2	第2条（2） 市民の定義	「市民」の定義が条例案通りでよいのかどうか。一般市民と市内で事業を営むものを並列で規定することに疑問を持つ。	
3	第2条（2） 市民の定義	第2条の市民の定義において、活動する者とあるが、ただ単に活動する（例えば、駅前で政治活動のみをした者）を市民と定義することはおかしい。活動する者との文章をもっとわかりやすくするか、市民活動、事業活動と示す方が良い。同じく第2条の執行機関ですが、これらは市民特に市内に居住する者から構成されるべきと思う。	

4	第2条（2） 市民の定義	「市民」の定義が間違っています。この定義にもとづく第44、45条の市民投票は憲法違反、地方自治法違反です。日本国民とは日本国の国籍を有する人です、憲法第10条で「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」とあり、これに基づいて、国籍法が定められ、その第2条で定義されています。 ※国籍法第2条 （出生による国籍の取得） 第2条 子は、次の場合には、日本国民とする。 1 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。 2 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。 3 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。 市の条例は、あくまでも国の最高法たる憲法に沿ったものであるべきですから、条例案の第3条「最高規範性」、第44条「市民投票の原則」、第45条「市民投票要件」とあわせて、市民の定義を外国人にまで広げることは、憲法違反です。 憲法15条では「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と選挙権を国民に限定しています。 また、外国人地方参政権を求めた裁判の最高裁判決においては、「国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の	第3条「最高規範性」とは、この条例が生駒市のまちづくりの基本的な事項を定めるもので、様々な市の条例の最上位に位置するものであることから、自治体の最高規範と位置づけています。また、全ての条例は市民自治基本条例に則っていただかなければならないとともに、今後、新たに制定される条例や改正される条例についても、自治基本条例の趣旨に基づくこととなります。 第44条「市民投票の原則」とは、市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。また、第45条「市民投票要件」においては市民投票の要件について規定していますが、この自治基本条例施行後、具体的に条例化に向けた検討を行ないますので、その際に検討することとします。 御意見の最高裁判決の後段は、地方参政権について、外国人に付与するかどうかは立法の裁量に委ねられ、憲法の禁止するところではないと判示されています。すなわち、平成7年2月28日の外国人地方参政権を求めた最高裁判所第三小法廷の判決の中でも5判事が全員一致で、「憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障し
---	-----------------	---	---

		不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法 93 条 2 項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものであるということとはできない。」とされました。さらに、地方自治法 74 条で、条例改廃などの直接請求権の請求者は「選挙権を有する者」と既定されています	ようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。」としています。又、本自治基本条例案においては、市民、議会、行政がそれぞれどのような役割を担って、よりよい生駒市をつくっていくかという三者の役割と責務を明らかにした、いわゆる自治体運営の基本ルールを定めるものであります。したがって、この条例では公職選挙法上の住民(日本国民たる住民)だけを想定したものではなく、広く市民を地方自治法第 10 条の住民(その地方公共団体に住所を有する者で外国人および法人も含む)、さらに通勤、通学者等をも含めて自治の主体として考えることと致しました。すなわち市民の範囲を広げて本市の地域社会におけるまちづくりのための立法的施策として考えております。
5	第3条 最高規範性	自治基本条例を制定する必要はありません。 案の 1 ページ目をどう読んでも制定しなければならない正当な理由が見あたりません。しかも、「自治基本条例は、その自治体における法体系の頂点に位置づけられることが一般的です。」とか、「自治体の最高規範として条例という形でルール化する必要があるとの考え」は、「市町村は	地方自治法は地方自治の基本を定めた法律で、自治体の組織や運営に関する事項は非常に細かく規定されていますが、市民参画や協働、情報公開等、今日の自治運営の基本となる事項に関する規定がほとんどありません。これは、地方自治法の制定が昭和 22 年で第 2 の改革の際に作られたことを考えれば仕方のないことではありますが、地方自治法だけで

		国・都道府県と対等・協力関係にあると位置づけられ」という文章と合わせ読むと、国の最高法である憲法と同等の扱いとなり、法治国家の基準が歪められることになります。 「地方自治法をはじめとする現行の法律に規定されていない自治の制度」が必要なら、必要な部分だけの条例を作れば良いだけです。 しかも、この条例に書かれている内容は、前文、目的、定義、最高規範性など条例策定者の真の意向が見え隠れする部分を除けば、地方自治法やその他関連法規ですでに決められている内容を、より曖昧にし、ゆがめて解釈できるように記述しています。	は補えないことがあることから、そのためにも、条例としてルールを定める必要があります。また、自治基本条例は、憲法及び地方自治法の仕組みをさらに分かりやすく、自治の仕組みを一覧的に示す役割や市民・議会・行政それぞれの責任と権限を明らかにし、住民自治と団体自治の役割を明確に示す役割があります。
6	第10条 議会の役割 と権限	10条、議会の権限に於いて「市に対する」けん制する権限を有するとあります。一般的にけん制というのはよい意味には感じないのですが、如何でしょうか。けん制は是正と同じ事でしょうか。	市執行機関と議会は緊張関係を保ちながら、車の両輪として市政を進めていく関係でありますので、その関係を表すためにけん制という言葉にしました。 また、是正は不都合な点を改善することの意味がありますが、第11条（議会の責務等）第4項に改善を推進するよう努めなければならないと規定しております。
7	第44条 第45条	第3条で、この条例は、他の条例の制定・改廃にあたっての最高規範と、その範囲を制限しているように見える一方で、第10条で市議会の行動を規制し、第44条で「市政に関わる重要事項について、」と抽象的な表現で、条例の制定改廃以外についても、市民投票実施の道を開いています。この条例が最高規範で、他の条例、行政、議会を制限するのであれば、ここでいう「市民投票」は地方自治法でいう「直接請求」に該当します。しかし、本来の地方自	2000年4月の地方分権一括法施行後、国及び地方公共団体は対等な立場であるということが規定されており、地方公共団体の自治立法としての条例の自主制定権をもって、住民投票を規定するのは可能です。また、法律の解释权もそれぞれの地方公共団体が持っています。

		治法では、「直接請求」は「条例の制定・改廃」に限られており、「市政に関わる重要事項」と、該当範囲を無制限にすることは、自治という名の暴走を招きます。 日本は議会制民主主義の国です。市の最高議決機関は選挙民から選ばれた市議会です。それなのに、市政が外国人を含めた「市民投票で」左右されるとしたら、それは住民本来の代表たる議員を選出した選挙民の意志を否定することになります。	
8	第44条 第45条	市民に投票の権利が欲しい。市長・議員等は市民の代表であるが、不祥事等適していない場合、住民投票をできる権利を認めて欲しい。	自治基本条例上は、制度化することを規定しております。具体的な投票条例のあり方については、今後検討していくことにいたします。
9	その他	「市民の参画と協働によるまちづくり」には異論を挟む余地がないが、その方法と人選によって公正かつ公平な意見の集約が可能になるか極めてむづかしい問題である。従って市民の総意集約の手段（意見集約方法）について又参画する市民の選任について条例（案）では触れられていないのは手落ちではないでしょうか。	自治基本条例は、生駒市という自治体の運営に関わる議会や市長、市職員の役割や責務を分かりやすく示すとともに、こうした参画と協働による市民主体の地域のまちづくりの仕組みをルール化するものです。この条例施行後、すでに制定されている条例等が自治基本条例に則っているかどうかといった見直しとともに、現在生駒市の条例として策定されていない条例で、自治基本条例に基づき必要となる条例などの制定に向けて取り組んでいきます。御指摘の選任についての条例等については、今後の個別的な条例を制定していくうえで検討していくこととなります。

10	その他	この条例の制定によって何がどう変わるのでしょうか？	条例制定により、参画と協働の仕組みが整備され、市民参画が広がり、市民の意見がより一層市政にいかされ、開かれた行政運営が進められると考えます。また、ひいては自治の確立にもつながる考えます。
11	その他	条例としての文章の文言は観念的にならざるを得ないと思いますが、この条例ができて、具体的にどうなるのかがわかりづらい。読めば、あたりまえのことばかり、今までとどう違うのか説明が欲しい。	自治基本条例は、まちづくりの基本となる考え方、市民・議会・行政のそれぞれの役割と市民参画の仕組みなどを規定する自治体の最高規範として条例という形で法的根拠を持たせるものです。今後は、この条例の趣旨に則って、市政運営を行なっていくこととなります。